

「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」

に反対する会長声明

平成27年3月19日

群馬弁護士会 会長 足立進

政府は、平成26年6月24日、「日本再興戦略」改訂2014において、時間ではなく成果で評価される制度への改革、裁量労働制の新たな枠組みの構築、フレックスタイム制の見直し等を盛り込み、閣議決定した。

労働政策審議会労働条件分科会は、平成27年2月13日、今後の労働時間法制等についての報告を取りまとめた。この報告は、上記の政府の閣議決定の方向性を踏襲したものとなっており、同分科会は、これに基づいて厚生労働大臣に対して建議を行った。

そして、厚生労働大臣は、同月17日、「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」を作成し、労働政策審議会に対して意見を求めた。労働政策審議会は、同年3月2日、この法律案要綱はおおむね妥当である旨の答申を行った。

法律案要綱では、前記分科会の報告に基づいて、高度プロフェッショナル制度の創設（法律案要綱第一の六項）、裁量労働制の見直し（同第一の五項）、フレックスタイム制の見直し（同第一の四項）等が定められている。

高度プロフェッショナル制度とは、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応えるためであるとして、一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を、労働時間規制の適用から除外する制度である。

しかし、法律案要綱は、使用者に対して、成果で評価する制度の導入を義務

づけていないのはもちろんのこと、成果で評価するための制度の枠組みについても言及していない。法律案要綱に記載されているのは、一定の要件を満たす労働者については、労働時間規制を適用しないことのみである。現行法でも、時間ではなく成果で評価される制度の導入は可能であるし、実際に成果型賃金制度などという形で多くの職場で既に導入されている。結局、法改正によって新たに現実化するのには、労働時間規制の適用除外の対象の拡大、そして、それに伴う割増賃金支払義務の免除と長時間労働の横行である。

なお、法律案要綱では、労働時間規制の適用除外となる対象者を限定するため、年収や職務内容などの要件が設けられてはいるが、具体的にはいずれも省令で定めることとされており、派遣法と同様、徐々に適用除外の対象が拡大されるおそれがある。

そのため、高度プロフェッショナル制度の創設には反対である。

裁量労働制の見直しとは、企画業務型裁量労働制の対象業務のうち、現行では「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」とされている部分について、近年のホワイトカラーの働き方を踏まえ、2つの新たな業務を追加するというものである。

一つ目は、「事業の運営に関する事項について繰り返し、企画、立案、調査及び分析を行い、かつ、これらの成果を活用し、当該事項の実施を管理するとともにその実施状況の評価を行う業務」である。しかし、事業の運営に関する事項の実施の管理・評価する者まで対象者としてしまうと、例えば工場でラインの管理などを行う労働者まで広く対象に含まれてしまう懸念がある。

二つ目は、「法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を行い、かつ、これらの成果を活用した商品の販売又は役務の提供に係る当該顧客との契約の締結の勧誘又は締結を行う業務」である。しかし、営業の際に、法人顧客のニーズなどを分析してサービス内容を提案する

などという営業スタイルは、営業職に広く取り入れられているため、法律案要綱に基づく改正が実現すると、店頭販売等の単純な営業職を除き、広範な営業職が裁量労働制の対象となりかねない。

そもそも、企画業務型裁量労働制の対象業務が厳格に限定されているのは、労働時間は実労働時間で算定されるのが原則であることから、安易に例外を認めてみなし労働時間の名のもとで長時間労働が行われるという濫用がなされないよう、自ら労働時間を自律的に管理して業務遂行方法を自らが決定することのできる企業の中核業務に従事する労働者のみを対象とするためである。今回の対象業務の拡大は、拡大解釈による濫用によって長時間労働が横行するおそれ大きいものである。

そのため、裁量労働制の見直しには反対である。

フレックスタイム制の見直しとは、清算期間の上限を、現行の1か月から3か月に延長するものである。これを実施した場合、1か月以上にわたり長時間労働が集中するおそれがある。いわゆる過労死の認定基準においては、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価される。このことからすれば、1か月を超えて清算期間を延長することは、労働者の健康被害が高まるおそれがある。

そのため、フレックスタイム制の見直しには反対である。

以上より、我が国の長時間労働の実態を無視し、この改善に取り組まないまま、さらに長時間労働を助長するおそれがある法律案要綱には反対である。

以 上